

令和6年第3回区議会定例会

議案等説明資料

※議案第66号から71号については資料なし

(議案第 5 8 号)

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下「地方分権一括法」という。)により、建築基準法の一部が改正され、大規模災害時の公共施設の再建により建築計画の通知が急増した場合等における建築主事の業務負担を軽減するため、国、都道府県又は建築主事を置く区市町村の建築物の建築計画の通知についても、民間の指定確認検査機関が審査等を行うことができることとされたことに伴い、杉並区事務手数料条例で引用している同法の条項が改められた。

このことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

建築物の建築に関する計画通知手数料等に係る規定で引用している建築基準法の条項を改める。(別表第 1 の 9 2 の 2 の項から 9 2 の 6 の項まで、9 2 の 1 1 の項、9 2 の 1 2 の項、9 2 の 1 5 の項、9 2 の 1 6 の項、9 2 の 1 8 の項及び 9 2 の 2 1 の項)

<実施の時期>

地方分権一括法の一部の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

【問合せ先】

建築課 内線 3 3 2 1

(議案第59号)

杉並区ジェンダー平等に関する審議会条例

< 制定の趣旨 >

区では、杉並区男女共同参画都市宣言とその理念に基づき、「杉並区男女共同参画行動計画」を定め、男女共同参画の取組を推進しており、令和5年には「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を制定し、パートナーシップ制度の運用を開始するなど、その取組の範囲は広がってきているところである。

このたび、男女共同参画の取組範囲の変化や他自治体の取組状況を踏まえ、区のこれまでの男女共同参画の取組を発展させ、ジェンダー平等の視点から更なる推進を図ることとし、区におけるジェンダー平等の実現に向けた取組に関し必要な事項を調査審議する区長の附属機関を設置することとした。

このことに伴い、杉並区ジェンダー平等に関する審議会を設置する等の必要があるため、この条例案を提出する。

< 条例の概要 >

1 設置 (第1条)

杉並区におけるジェンダー平等の実現に向けた取組に関し必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区ジェンダー平等に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 所掌事項 (第2条)

審議会は、区長の諮問に応じ、杉並区におけるジェンダー平等の実現に向けた取組に関し必要な事項について調査審議し、答申するほか、区長に意見を述べることができる。

3 組織 (第3条)

審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員12人以内をもって組織し、委員の任期は、答申が行われた日までとする。

- (1) 区民
- (2) ジェンダー平等に関する団体の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他区長が適当と認める者

4 会長及び副会長等（第4条から第7条まで）

会長及び副会長、会議、部会並びに委員以外の者の出席等について定める。

5 委任（第8条）

<実施の時期等>

1 公布の日から施行する。（附則第1項）

2 この条例は、審議会の答申があった日の翌日に効力を失う。（附則第2項）

3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第3項及び第4項）

審議会の会長等の報酬の額を定めること等とする。（別表）

【問合せ先】

区民生活部管理課 内線3741

(議案第60号)

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、水道整備・管理行政の機能強化を図るため、その事務が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されたことに伴い、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部が改正され、「杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例」で引用している同令の条項が改められた。

このことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

東日本大震災の被災者に係る災害援護資金の償還期間等の特例に係る規定で引用している「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の条項を改める。

(附則第2項)

<実施の時期>

公布の日

【問合せ先】

保健福祉部管理課 内線3071

(議案第 6 1 号)

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、国民健康保険法の一部が改正され、個人番号カードと国民健康保険の被保険者証を一体化し、被保険者証を廃止すること等とされた。

また、急患等として医療機関等を受診した国民健康保険の被保険者に対し生活保護を職権で開始した後、当該者に資力があることが判明し、医療費相当額を返還請求する事案が生じることを防止するため、生活保護の開始に代えて、本人の資力の有無が判明し、かつ、資力が活用可能となるまでの間、一部負担金及び保険料の徴収猶予を活用するよう、国から通知があったことを受け、最長 1 年間その徴収を猶予することとした。

これらのことに伴い、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予期間の特例を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

<改正の概要>

- 1 療養費等の支給に係る規定で引用している国民健康保険法の条項を改めること等とする。(第 8 条の 2 から第 8 条の 6 まで)
- 2 急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付について、区長がやむを得ないと認めるときは、徴収猶予をすることができる期間を「6 月以内」から「1 年以内」とすることとする。(第 2 3 条)
- 3 過料を科す対象から被保険者証の返還を求められてこれに応じない者を除外すること等とする。(第 2 7 条)

<実施の時期等>

- 1 令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。ただし、前記 2 については、公布の日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項から第 4 項まで)

【問合せ先】

国保年金課 内線 1 2 7 1

(議案第62号)

杉並区立神明中学校改築給排水衛生設備工事の請負契約の締結について

件名	杉並区立神明中学校改築給排水衛生設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区上高井戸一丁目13番3号 新開・東水 建設共同企業体 代表者 新開工業 株式会社 代表取締役 森 隆
契約の金額	332,200,000円
工事概要	給排水衛生設備工事 (1) 衛生器具設備工事 (2) 給水設備工事 (3) 排水設備工事 (4) 給湯設備工事 (5) 消火設備工事 (6) 都市ガス設備工事 (7) プールろ過設備工事 (8) 自動制御設備工事
工事期間	契約締結の翌日から令和9年7月23日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和6年7月25日
入札参加者数	自主結成された2社を構成員とする建設共同企業体2者

【問合せ先】

営繕課 内線1561

経理課 内線1531

(議案第63号)

杉並区立済美教育センター及び併設2施設増築その他
電気設備工事の請負契約の締結について

件名	杉並区立済美教育センター及び併設2施設増築その他電気設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区桃井四丁目16番11号 栄新テクノ株式会社 代表取締役 安村 充雄
契約の金額	323,400,000円
工事概要	電気設備工事 (1) 受変電設備 (2) 自家発電設備 (3) 太陽光発電設備 (4) 幹線動力設備 (5) 電灯コンセント設備 (6) 構内交換設備 (7) 構内情報通信網設備 (8) 放送設備 (9) 映像・音響設備 (10) 誘導支援設備 (インターホン・トイレ呼出) (11) テレビ共同受信設備 (12) 防犯カメラ設備 (13) 配管設備 (学校110番・防災無線・機械警備) (14) 自動火災報知設備 (15) 撤去工事
工事期間	契約締結の翌日から令和7年8月15日まで
発注方法	単体発注
仮契約日	令和6年8月2日
入札参加者数	4者

【問合せ先】

営繕課 内線1561

経理課 内線1531

(議案第64号)

(仮称) 杉並区立下高井戸おおぞら公園パークステーションⅡ建設
建築工事の請負契約の締結について

件名	(仮称) 杉並区立下高井戸おおぞら公園パークステーションⅡ建設建築工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区高円寺南三丁目11番5号 株式会社 目時工務店 代表取締役 目時 忠司
契約の目的	「都市計画下高井戸公園の基本計画」に基づき、下高井戸おおぞら公園第二期整備において建設される多目的スポーツコート [※] の管理棟を設置するため、(仮称) 杉並区立下高井戸おおぞら公園パークステーションⅡを建設する。
契約の金額	253,000,000円
工事概要	工事概要 敷地面積 : 41,510.165 m ² 構造 : 鉄骨造 階数 : 地上1階 規模 : 建築面積 : 412.59 m ² 延床面積 : 401.46 m ² 主な諸室 1階 : ロビー・休憩スペース、多目的ルーム、男女更衣室、男女シャワー室、事務室、救護室、屋外男女トイレ等
工事期間	契約締結の翌日から令和7年12月5日まで
発注方法	単体発注
仮契約日	令和6年8月22日
入札参加者数	4者

【問合せ先】

営繕課 内線1561

経理課 内線1531

(議案第65号)

令和6年度杉並区一般会計補正予算(第4号)

今回の補正予算は、地方財政法に基づく決算剰余金の2分の1以上の基金への積立のほか、インフレスライド及び設計変更に伴う高円寺図書館等複合施設等に係る追加の工事費等について、新たな事情や緊急性の観点から必要な経費を計上するものです。

【概要】

補正事業 42事業 9,508,635千円
財源更正 1事業

【歳出予算】

(1)区政運営の総合調整	3,844千円
(2)施設整備基金積立金	5,002,250千円
(3)財政調整基金積立金	937,357千円
(4)防災意識の高揚	12,637千円
(5)防災施設整備	5,200千円
(6)男女共同参画の推進	936千円
(7)コミュニティふらっとの整備	45,300千円
(8)過誤納還付	71,856千円
(9)特別区民税、都民税徴収整理事務	527千円
(10)行旅病人等援護	2,455千円
(11)災害時要配慮者支援対策	1,798千円
(12)保健福祉部国庫支出金返納金	496,000千円
(13)保健福祉部都支出金返納金	41,000千円
(14)高齢者保健福祉施策の推進	466千円
(15)障害者の社会参加支援	160千円
(16)母子及び父子福祉資金貸付	343千円
(17)障害者入所・通所施設の整備	10,381千円
(18)重症心身障害児通所事業	550千円
(19)こども発達センターの維持管理	2,656千円
(20)生活保護費	2,816千円
(21)被生活保護者等自立支援	119千円
(22)精神保健・難病対策	174千円
(23)生活衛生管理	137千円
(24)予防接種	1,006,669千円
(25)一時預かり事業の運営	105千円
(26)児童手当支給	5,846千円
(27)私立認可保育所	10,500千円
(28)学童クラブ事業	456千円
(29)児童健全育成事業	155千円

(30)次世代育成基金の運営	12,909千円
(31)地域型保育事業	2,250千円
(32)子ども家庭部国庫支出金返納金	606,000千円
(33)子ども家庭部都支出金返納金	850,000千円
(34)こども誰でも通園制度	10,786千円
(35)保育所等における子どもの安全対策支援事業	75,567千円
(36)保育施設の維持管理	3,400千円
(37)高円寺東保育園の移転整備	37,700千円
(38)学童クラブの整備	74,658千円
(39)杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進	46,928千円
(40)学校図書館の充実	10,000千円
(41)高井戸小学校の増築	47,756千円
(42)高円寺図書館の移転改築	67,988千円

【歳入予算】

○国庫支出金	651,898千円
○都支出金	73,594千円
○財産収入	2,672千円
○寄附金	20,000千円
○繰越金	8,676,577千円
○諸収入	83,894千円

【繰越明許費】

○追加 (単位:千円)

No.	款	項	事業名	金額
1	都市整備費	緑化費	公園等の整備(荻外荘公園 展示休憩施設棟建設工事)	95,900

【債務負担行為】

○追加 (単位:千円)

No.	事項	期間	限度額
1	指定管理者制度による区立堀ノ内東保育園の管理運営	令和7年度まで	228,000

(認定第1号～4号)

令和5年度杉並区各会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定により、「令和5年度杉並区各会計歳入歳出決算」を、監査委員の意見を添えて提出いたします。概要は以下のとおりです。

1. 認定第1号 令和5年度杉並区一般会計歳入歳出決算

決算書P11

歳入決算額	238,399,876,327円	(前年度比(増減))	2,328,174,873円	1.0%
歳出決算額	227,036,037,091円	(前年度比(増減))	3,820,678,192円	1.7%
歳入歳出差引残額	11,363,839,236円	(前年度比(増減))	△1,492,503,319円	△11.6%

○歳入 決算書P12～17

(単位:円)

款	決算額	前年度比(増減)	
1 特別区税	71,767,113,379	2,194,276,634	3.2 %
2 地方譲与税	795,341,000	5,964,999	0.8 %
3 利子割交付金	277,061,000	38,526,000	16.2 %
4 配当割交付金	1,473,320,000	204,998,000	16.2 %
5 株式等譲渡所得割交付金	1,580,880,000	608,473,000	62.6 %
6 地方消費税交付金	13,524,674,000	△178,183,000	△1.3 %
7 自動車税環境性能割交付金	217,608,029	19,669,407	9.9 %
8 地方特例交付金	308,207,000	△32,680,000	△9.6 %
9 特別区財政交付金	52,458,423,000	1,088,379,000	2.1 %
10 交通安全対策特別交付金	42,278,000	△3,680,000	△8.0 %
11 分担金及び負担金	2,767,726,085	△125,591,097	△4.3 %
12 使用料及び手数料	3,820,488,048	△44,047,983	△1.1 %
13 国庫支出金	37,546,992,049	△9,537,926,144	△20.3 %
14 都支出金	27,018,105,388	5,905,869,910	28.0 %
15 財産収入	644,593,131	132,142,292	25.8 %
16 寄附金	37,120,783	△2,807,892	△7.0 %
17 繰入金	5,390,486,680	1,445,856,903	36.7 %
18 繰越金	12,856,342,555	△686,299,179	△5.1 %
19 諸収入	2,707,800,594	322,617,625	13.5 %
20 特別区債	3,159,500,000	966,836,000	44.1 %
21 自動車取得税交付金	5,815,606	5,780,398	16,417.9 %
合計	238,399,876,327	2,328,174,873	1.0 %

○歳出 決算書P18～21

(単位:円)

款	決算額	前年度比(増減)	
1 議会費	742,700,416	6,712,921	0.9 %
2 総務費	15,830,374,801	△7,500,341,378	△32.1 %
3 生活経済費	7,902,641,614	822,123,837	11.6 %
4 保健福祉費	118,756,391,348	459,582,173	0.4 %
5 都市整備費	12,144,251,792	1,981,767,451	19.5 %
6 環境清掃費	7,439,581,669	234,248,537	3.3 %
7 教育費	25,632,342,044	9,092,638,360	55.0 %
8 職員費	35,854,910,300	△1,285,804,280	△3.5 %
9 公債費	2,732,843,107	9,750,571	0.4 %
10 諸支出金	0	0	- %
11 予備費	0	0	- %
合計	227,036,037,091	3,820,678,192	1.7 %

2. 認定第2号 令和5年度杉並区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

決算書 P25

歳入決算額	53,856,996,480 円	(前年度比 (増減)	764,858,465 円	1.4%)
歳出決算額	53,014,774,023 円	(前年度比 (増減)	815,201,987 円	1.6%)
歳入歳出差引残額	842,222,457 円	(前年度比 (増減)	△ 50,343,522 円	△ 5.6%)

3. 認定第3号 令和5年度杉並区介護保険事業会計歳入歳出決算

決算書 P33

歳入決算額	46,884,025,944 円	(前年度比 (増減)	1,426,961,635 円	3.1%)
歳出決算額	44,700,011,991 円	(前年度比 (増減)	1,115,313,803 円	2.6%)
歳入歳出差引残額	2,184,013,953 円	(前年度比 (増減)	311,647,832 円	16.6%)

4. 認定第4号 令和5年度杉並区後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

決算書 P43

歳入決算額	15,550,078,942 円	(前年度比 (増減)	242,785,961 円	1.6%)
歳出決算額	15,391,040,990 円	(前年度比 (増減)	186,530,945 円	1.2%)
歳入歳出差引残額	159,037,952 円	(前年度比 (増減)	56,255,016 円	54.7%)

< 附属書類 >**○各会計実質収支に関する調書 決算書 P655～658**

(単位:円)

区 分	一般会計	国民健康保険事業会計	介護保険事業会計	後期高齢者医療事業会計
歳入総額	238,399,876,327	53,856,996,480	46,884,025,944	15,550,078,942
歳出総額	227,036,037,091	53,014,774,023	44,700,011,991	15,391,040,990
歳入歳出差引額	11,363,839,236	842,222,457	2,184,013,953	159,037,952
翌年度へ繰越すべき財源(※1)	187,261,500	0	0	0
実質収支額	11,176,577,736	842,222,457	2,184,013,953	159,037,952
基金繰入額(※2)	0	0	0	0

※1 翌年度へ繰越すべき財源は、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越し繰越額の計一般会計の187,261,500円は、繰越明許費繰越額187,261,500円
繰越明許費繰越額には、他に未収入特定財源が924,726,500円ある。

※2 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額

< その他の決算に係る書類 >

○令和5年度区政経営報告書